

【別表】各所得段階における介護保険料(平成27~29年度)

所得段階	対象	保険料率	保険料額	
			年額	月額
第1段階	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ●世帯全員が市民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	24,300円	2,025円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	35,100円
第3段階		合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	40,500円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	48,600円
第5段階		第4段階以外の人	基準額	54,000円
第6段階	●本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	64,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	70,200円
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	81,000円
第9段階		合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	91,800円
第10段階		合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.8	97,200円
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.0	108,000円



65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんが納める保険料と公費を財源に運営しています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。ここでは、65歳以上の人の保険料について紹介します。

いつから納めるの？

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月(誕生日の前日)が属する月分から納めます。
※40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乗せされています。

保険料の決まり方は？

平成27年度から29年度の3年間の、介護サービスに必要な費用の総額を見込んで算出した「基準額」を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます(別表)。

保険料の納め方は？

保険料の納め方は、年金から天引きする特別徴収と、納付書または口座振替により納付する普通徴収があります。

●特別徴収(年金天引き)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金の定期払いのときに保険料が天引きになります。

●普通徴収(納付書、口座振替)

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収となります。市からは普通徴収となり、または口座振替により納付してください。

●普通徴収(納付書、口座振替)

市では「口座振替による納付」を原則化しました。現在、納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替への切り替えに協力してください。

年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収となります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他市町村から転入した
- 修正申告などにより所得段階が変更になった
- 年金差し止めなどにより年金の支給が一時停止された

●通知書の送付

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付は6月中旬に郵送します。届いたら確認の上、

納付してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書を郵送します。
保険料の納付先・納期限
市役所本庁または各支所、納付書に記載のある金融機関、郵便局で納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は、各月の末日(12月は26日)です。

●保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を滞納(1年以上)していると、介護サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ(3割)などの措置が取られます。

●保険料の未納は本人だけで終わる問題ではありません

配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があると定められています。本人が亡くなった場合も、相続により保険料の債務は承継されます。忘れずに納付してください。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班
☎62・5308